

市民税  
都民税  
森林環境税

# 特別徴収のしおり

**東京都 狛江市 市民生活部 課税課**

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
 電話 (03) 3430-1111 (代表)  
 ホームページ <https://www.city.komae.tokyo.jp/>  
 お問い合わせ先  
 課税について…課税課 / 納税について…納税課

## 市民税・都民税・森林環境税の特別徴収について

地方税法第319条、第321条の4及び第328条の5並びに狛江市税条例第45条及び第53条の6の規定により、貴事業所を特別徴収義務者と指定し、別添のとおり特別徴収税額を通知いたします。

本書記載内容に御留意のうえ、一層の御協力をお願いいたします。

### 目次

- ◆特別徴収の事務に関するお知らせ…………… 1頁
- ①特別徴収 事務の流れ…………… 2頁
- ②特別徴収の各種手続について…………… 3頁
- ③納期の特例について…………… 3頁
- ④退職所得に対する市民税・都民税の特別徴収について…………… 4頁
- ⑤各種書類のダウンロード手順…………… 5頁
- ⑥給与所得者異動届出書等の各様式・記入方法…………… 6～14頁

給与所得者 **異動届出書** の提出は

**eLTAX** または **狛江市専用様式** をお使いください!

事務処理の電子化（スキャンにてデータ読み取り等）に伴い、給与所得者異動届出書については、「eLTAX」または「狛江市専用様式」にて御提出いただきますよう、よろしくお願いたします。

**※異動届出書（狛江市専用様式）は「狛江市ホームページ」特別徴収関係申請書ページにPDF形式で掲載していますのでダウンロードして御使用ください。**

(狛江市専用様式)

第25号様式(第18条関係)

**給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

1. 現年度 2. 新年度 3. 旧年度		特別徴収義務者 指定番号		短名番号	
年月日		所在地 〒			
狛江市長 宛て		フリガナ		支店番号	
氏名		氏名		支店番号	
個人番号		氏名又は名称		支店番号	
1月1日現在の住所		個人番号(右記)又は法人番号		支店番号	
現住所		異動年月日		令和 年 月 日	
給与所得者		給与月額		異動理由	
フリガナ		円		1. 退職 2. 転職・転勤 3. 休職 4. 異動先勤務 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所変更 8. その他 (特別徴収不可)	
氏名		円		1. 一括徴収をしない (月分を納入します。)	
生年月日 月 日		円		2. 一括徴収をしない (月分を納入します。)	
個人番号		円		3. 一括徴収をしない (月分を納入します。)	
1月1日現在の住所		円		3. 一括徴収をしない (月分を納入します。)	
現住所		円		3. 一括徴収をしない (月分を納入します。)	

① 異動後の未徴収税額の月割額について、一括徴収する場合

一括徴収の理由	異動年月	給与又は退職手当等の支払予定日	フリガナ	姓
1. 異動が 年 月 日以前で、申告があったため				
2. 異動が 年 月 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため				
一括徴収できない理由				
1. 3月1日時点で支払われる給与又は退職手当等がない、又は未徴収税額が0円未満のため				
2. その他( )				

② 死亡退職の場合の納税相談人代表者又は海外出張の場合の納税管理人

フリガナ	姓
氏名	
住所	
電話	

③ 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号	短名番号
フリガナ	フリガナ	納入書 必要	不要
氏名	氏名	納入書 必要	不要
個人番号(右記)又は法人番号	個人番号(右記)又は法人番号	納入書 必要	不要
支店番号	支店番号	納入書 必要	不要

※ 申告所記入欄

処理日	入力	検査
申告期間	期	
行 転入への連絡		
事業所への連絡		

## ◆特別徴収の事務に関するお知らせ

〔普通徴収切替理由書〕 サンプル

### 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）について

受取方法「書面」を希望した場合の特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）は、**圧着式となります。圧着面は開かず必ずそのまま御本人にお渡し下さい。**

※原則、再発行はできません。

### 特別徴収義務者の指定を徹底しています。（東京都全62区市町村共通）

東京都全62区市町村では、平成29年度（平成28年分所得）より全ての事業主の方に対して、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底しています。

右の「普通徴収切替理由書」の普A～普Fに該当しない従業員は、特別徴収の扱いとさせていただきます。（※アルバイト・契約社員という理由のみで普通徴収にはできません。）

なお、御提出いただく給与支払報告書に普通徴収者が含まれている場合、「普通徴収切替理由書」の添付が必要です。ただし、eLTAX（地方税ポータルシステム）で給与支払報告書を御提出される場合のみ、切替理由書の添付は不要です。

狛江市指定の「普通徴収切替理由書」は「給与支払報告書（総括表）」と合わせて1枚の様式となっております。（普通徴収者がいない場合でも、切り離す必要はございません。）

お手数をおかけいたしますが、御協力よろしくお願いいたします。

詳細は下記サイトを御覧ください。

■東京都主税局 特別徴収推進ステーション <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/tokubetsu/>

### 給与支払報告書や各種異動届の提出には、eLTAXを御利用ください。

給与支払報告書、給与所得者異動届出書、特別徴収の切替申請書及び特別徴収義務者の所在地名称変更届出書は、eLTAXで電子申告・届出をすることができます。

また、提出期限内にeLTAXで給与支払報告書を提出いただいた事業所様へは、紙ベースの特別徴収税額の決定・変更通知書に加え、eLTAXでのデータ送信も行っています。eLTAXをぜひ御利用ください。

### 法定調書の提出枚数が100枚以上の場合は、給与支払報告書の電子的提出義務があります。

令和3年1月提出分から、前々年の税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の提出枚数が「100枚以上」であった事業者様は、本年分の給与支払報告書を電子的方法（eLTAXまたはCD・DVD等光ディスク）で御提出いただくことが義務化されています。適切な御対応をお願いいたします。

### 普通徴収切替理由書

市区町村名		指定番号
事業者名		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他区市町村分を含む)従業員を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(例: 乙欄該当者 など)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が100万円以下など)	人
普D	給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でないなど)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者	人
合計		人

## 地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

#### ○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。

💡 税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

#### ○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

💡 納税事務の負担が軽減されます!!

取扱税目例（以下記載の税目以外にも対象のものがあります。）

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税／地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割
- 固定資産税 ○自動車税 等



詳しくは  
ホームページを御覧ください。  
<https://www.eltax.lta.go.jp>



エルタックス

# 1 特別徴収 事務の流れ

<p>5月中旬</p>	<p><b>各区市町村から新年度分の特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）等が届く →5月31日までに、特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）を、従業員にお渡しください</b></p> <p>※納税義務者用の通知について電子データの受け取りを希望された場合、「個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内」も従業員にお渡しください。</p>
<p>6月</p>	<p><b>●給与から個人住民税の天引きを開始</b> →天引きした税額は、翌月10日までに各区市町村へ納めてください</p> <p>6月～翌年5月まで毎月、給与から住民税の天引き・区市町村への納入を行っていただきます。</p> <p>※「納期の特例」の適用がされると、納期限が年2回となり、毎月徴収した税金を6回分まとめて区市町村へ納付することができます。 詳細は、<b>③</b> 納期の特例についてを御確認ください。</p>
<p>随 時</p>	<p><b>●従業員が退職等をした場合は、すみやかに各区市町村へお手続きをしてください</b></p> <p>※手続きがされないまま滞納となった場合、財産の差押え等の滞納処分の対象となることがあります。詳細は、<b>②</b> 特別徴収の各種手続についてを御確認ください。</p> <p><b>●年度の途中で税額が変更となる場合があります</b></p> <p>税額が変更になったときは、各区市町村から事業所に「特別徴収税額の決定・変更通知書」が届きます。 変更後の月割額を当該従業員の給与から天引きしてください。</p> <p>※税額が変更になった場合は、納入書綴の表紙を御参照いただき、納入書の金額を訂正してお使いください。</p>
<p>11月～12月</p>	<p><b>●給与支払報告書の提出準備</b></p> <p>※各区市町村から総括表が届いた場合は、そちらをお使いください。</p> <p>※各区市町村提出分の給与支払報告書に普通徴収者が含まれている場合は、「普通徴収切替理由書」の添付が必要です。 (詳細は、本しおりの1ページを御確認ください。)</p>
<p>翌年 1月</p>	<p><b>●給与支払報告書を各区市町村へ提出</b></p> <p>提出期限：給与を支払った翌年の1月31日 ※給与支払報告書の総括表と個人別明細書を、必ず併せて御提出ください。 (例：令和6年1月～12月までに支払いをした給与の報告⇒令和7年1月31日)</p> <p>提出先：給与を支払った翌年の1月1日時点で当該従業員がお住まいの区市町村</p>

## 2 特別徴収の各種手続について

### ◎異動（退職・転勤等）が生じた場合の手続き

以下の異動があった場合は、対応する届出書を各区市町村まで速やかに御提出ください。（本冊子に添付した様式を御使用ください）

異動が生じる人・事業所	異動の内容	未徴収税額の処理	提出が必要な届出書	様式掲載ページ
納税義務者（従業員）	退職（6月～12月）	普通徴収 又は 一括徴収 ※1	給与所得者異動届出書	8
	退職（1月～）	一括徴収 ※1 ※2	給与所得者異動届出書	8
	転勤	給与所得者異動届出書に徴収済額等を記載のうえ、次のお勤め先に異動届をお渡しください。	給与所得者異動届出書 （次のお勤め先の御担当が各区市町村に提出）	8
	入社	事業所の指定する月より特別徴収を開始 ※2 （特別徴収に切替ができるのは、普通徴収の納期限が未到来の分のみです。）	特別徴収の切替申請書	10
特別徴収義務者（事業所）	所在地・名称等の変更	—	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	14

※1 従業員が死亡した場合、一括徴収はできません。未徴収税額は普通徴収とし、納税通知書を市から相続人に送付します。

当該従業員の相続人を御把握されている場合は、給与所得者異動届出書の所定の欄に御記入をお願いします。

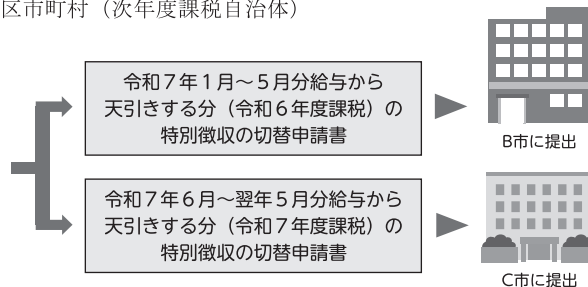
※2 住民税は、当年1月1日現在お住まいの自治体で課税されます。そのため、転居等により今年度と次年度の住民税の課税自治体異なる従業員が、次年度の給与支払報告書を提出した後で退職した場合や、1月1日以降にそのような従業員を特別徴収に切り替える場合は、次の①・②両方の自治体に対して、届出書等の御提出が必要です。

- ①その従業員が前回の1月1日現在住んでいた区市町村（今年度課税自治体）
- ②その従業員がこの年の1月1日現在住んでいる区市町村（次年度課税自治体）

（例）

Aさんは、  
令和6年1月1日はB市に居住  
（＝令和6年度はB市で課税）  
令和7年1月1日はC市に居住  
（＝令和7年度はC市で課税）

Aさんの令和6年度課税の未徴収額（令和7年1月～5月）と、令和7年度課税の税額（令和7年6月～）を特別徴収に切り替えたい。



「特別徴収の切替申請書」をB市・C市の両方へ提出する必要があります。

≪納期の特例の適用を受けている場合の納期限≫

	特別徴収の期間	区市町村への納期限
第1回目	6月～11月分	12月10日
第2回目	12月～5月分	6月10日

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日となります。

## 3 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である場合は、毎月徴収した税額を年2回の納期で納付することができる「納期の特例」制度があります。納期の特例の適用を希望する場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」（様式は本しおり12ページに添付有）を提出し、市の承認を受ける必要があります。

## 4 退職所得に対する市民税・都民税の特別徴収について

退職所得に対する個人の市民税・都民税は、他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に特別徴収をしていただくことになっています。このように、他の所得と区分して課税される退職所得に対する市民税・都民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

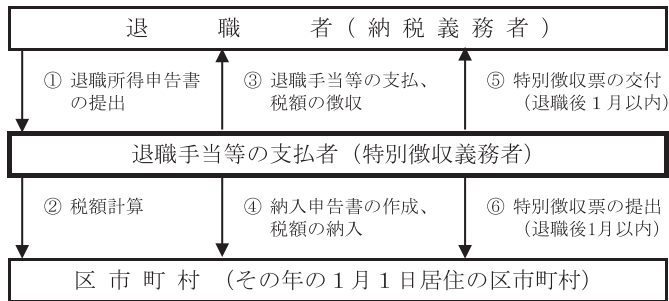
### 1. 納税義務者

分離課税に係る所得割の納税義務者は、区市町村内に住所を有する方のうち、退職手当等の支払いを受ける方です。退職手当等を受ける年の1月1日現在において国内に住所を有しない人や、死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されることとなった場合等は、除かれます。

### 2. 課税する区市町村

分離課税に係る所得割の課税（納入先）区市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所所在の区市町村です。

### 3. 「分離課税に係る所得割」の特別徴収手続きの流れ



- ① 退職所得申告書は、所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙です。退職所得申告書は、支払者の手元に保管してください。
- ② 税額計算は、「4. 分離課税に係る所得割の求め方」を参照してください。
- ③ 退職手当等の支払いの際に、税額を徴収してください。
- ④ 徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。その際には、「納入済通知書」裏面の「**納入申告書**」に所要事項を記載してください。退職人員数は、記入必須です。

- ⑤ 特別徴収票は、所得税の「退職所得の源泉徴収票」と同一様式です。なお、分離課税に係る所得割が課税されない方の特別徴収票は、退職者から交付の申出がある場合を除き退職者への交付は必要ありません。
- ⑥ 法人の役員（相談役・顧問を含む。）以外の受給者の特別徴収票については、区市町村に提出する必要はありません。

### 4. 分離課税に係る所得割の求め方

- ① 退職所得の金額を計算する。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

※勤続年数が5年以内の法人役員等（＝法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員・国家公務員・地方公務員）は、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

※法人役員等以外で、勤続年数が5年以内の者の場合、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1を乗じる措置を廃止した上で、以下のとおり計算をします。

▼「収入金額－退職所得控除額」>300万円の場合

$$\text{退職所得の金額} = 150\text{万円} + \{\text{収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$$

※「収入金額－退職所得控除額」≤300万円の場合は従来の計算方法で行います。

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
20年を超える場合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。

※在職中に障がい者になったことにより退職した場合は、上表の退職所得控除額に100万円を加算してください。

- ② 特別徴収すべき税額を計算する。

$$\text{退職所得の金額} \times \begin{matrix} \text{税 率} \\ \text{市民税 6\%} \quad \text{都民税 4\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{税 額} \\ \text{市民税額} \quad \text{都民税額} \end{matrix}$$

※特別徴収すべき市民税額・都民税額それぞれに、100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

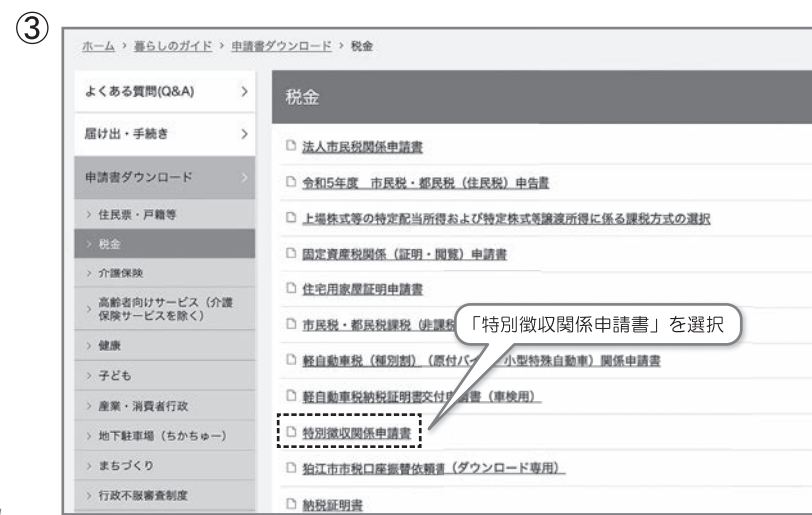


## 5 各種書類のダウンロード手順

本しおりに添付されている届出書等は、狛江市ホームページより以下の手順でダウンロードできます。ぜひ御利用ください。



狛江市ホームページ  
(<https://www.city.komae.tokyo.jp/>)  
トップページ左上にある「暮らしのガイド」を選択  
※パソコンのインターネットブラウザの横幅を狭くして  
閲覧している場合や、スマートフォンで閲覧している  
場合等、ページ閲覧環境によって「暮らしのガイド」の  
表示位置が異なる場合があります。御注意ください。



必要な書類をダウンロードして印刷し、  
内容を御記入のうえ、狛江市課税課まで  
御提出ください。

個人住民税の計算方法、市民税・都民税・森林環境税の税制改正についても、狛江市ホームページに記載しています。

# 6 給与所得者異動届出書の記載方法

# 一括徴収（未徴収税額を特別徴収）または普通徴収（未徴収税額を個人で納付）

## 記入例①

第25号様式(第18条関係)

(留意事項)

黒のボールペンで記入してください。  
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、  
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、  
 一月一日現在の住所(課税地)の市区町村に送付してください。  
 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

特別徴収義務者の個人番号又は法人番号を記入して下さい。

特別徴収税額通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

給与所得者(従業員)の個人番号を記入してください。

特別徴収税額通知書の住所を記入してください。

上の住所から住所変更した場合に記入してください。

特別徴収税額通知書の年税額を記入してください。

給与支払報告書 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
〇〇年10月1日		〒 201-0003	特別徴収義務者 指定番号		宛名番号
所在地 狛江市和泉本町1丁目1-〇		フリガナ コマエサングィョウ カブシキガイシャ		78000001	1
フリガナ 狛江市長 宛て		氏名 狛江産業株式会社		部署名 人事課給与係	
給与支払義務者		個人番号(右詰) 又は法人番号 1234567890123		氏名 狛江 次郎	
給与所得者		フリガナ 姓 コマエ 名 タロウ		電話 03-3430-11〇〇	
氏名 狛江 太郎		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 120,000	(イ) 徴収済月 〇年 6月分	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 80,000	異動理由 1. 退職
生年月日 明 大 昭 平 4年 1月 7日		個人番号 456789012345		2. 退職	
1月1日現在の住所 狛江市中和泉2丁目2-△-111		異動年 令和 〇年 9月 30日		3. 退職	
現住所 狛江市岩戸北3丁目3-□		異動理由 1. 退職		4. 退職	
◎ 異動後の未徴収税額の月割額について、一括徴収する場合		◎ 死亡退職の場合の納税相続人代表者又は海外出国の場合の納税管理人		5. 退職	

### 一括徴収の場合

「一括徴収」に○印をつけ、一括徴収をした税額の納入月分(原則、「徴収済月」の翌月)を記入してください。

### 普通徴収の場合

「普通徴収」に○印をつけてください。異動理由が1~7の場合、理由の記入は不要です。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日
1 異動が 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日申出)		
2 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		
一括徴収できない理由		
1 5月31日まで支払われる給与又は退職手当がない、又は未徴収税額よりも少ないため		
2 その他( )		

◎ 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)	
月割額 〇〇〇〇 円	給与支払義務者
〇〇 月分から徴収し、納入します。	所在地
( 月 日納期限)	フリガナ
受給者番号	氏名 又は名称
	個人番号(右詰) 又は法人番号

フリガナ	続柄
氏名	
住所	
電話	

特別徴収義務者 指定番号		宛名番号	
新規	必要	不要	
納入書			
課・係			
連絡先			
氏名			
電話			

※ 市役所記入欄		
処理日	入力	検算
普徴期別		期
台帳への記入		
事業所への連絡		

異動者の税額を徴収した月(何年何月分から何年何月分まで)と徴収済の合計額を記入してください。  
 ※一括徴収の場合、徴収済月は「一括徴収月の1か月前まで」となります。同様に、(イ)徴収済額も徴収済月に対応する金額を記入してください。

(ア)年税額-(イ)徴収済額の額を記入してください。  
 ※一括徴収の場合、特別徴収最終月分と一括徴収分の合計額を記入してください。

該事項に○印をつけてください。

**特別徴収継続 (転勤・再就職により新勤務先で特別徴収)**

第25号様式(第18条関係)

記入例②

(留意事項)

4 3 2 1

黒のボールペンで記入してください。  
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村に送付してください。  
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することができます。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

〇〇年10月  
〒201-0003  
狛江市和泉本町1丁目1-〇  
コマエサンギョウ カブシキガイシャ  
狛江産業 株式会社  
狛江市長 宛て  
勤務先  
氏名 狛江 次郎  
部署名 人事課給与係  
電話 03-3430-11〇〇  
個人番号(右詰)又は法人番号 1234567890123

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度  
特別徴収義務者 指定番号 宛名番号  
7800000011  
1. 退職  
2. 転勤・転職  
3. 退職  
4. 長期欠勤  
5. 死亡  
6. 会社解散  
7. 住所誤報  
8. その他(特別徴収不可)  
異動後の未徴収税額の徴収  
1. 特別徴収継続(他事業所に給与差引継続)  
2. 一括徴収をして 〇 月分で納入します。  
( 〇 月 日納期限)  
(ウ)には特別徴収最終月分と一括徴収分の合計額を記入  
普通徴収(8. その他の場合下記に理由を記入)  
理由

特別徴収税額通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

給与所得者(従業員)の個人番号を記入してください。

特別徴収税額通知書の住所を記入してください。

上の住所から住所変更した場合に記入してください。

該当事項に〇印をつけてください。

給与所得者	フリガナ 姓 コマエ 名 タロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動理由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名	狛江 太郎	円 〇年 6月分	円 40,000	円 80,000	2. 退職 転勤・転職	1. 特別徴収継続(他事業所に給与差引継続)	
生年月日	明 大 昭 平 4年 1月 7日	円 120,000	〇年 9月分		4. 長期欠勤	2. 一括徴収をして 〇 月分で納入します。 ( 〇 月 日納期限)	
個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5				5. 死亡	(ウ)には特別徴収最終月分と一括徴収分の合計額を記入	
1月1日現在の住所	狛江市和泉2丁目2-△-111				6. 会社解散	普通徴収(8. その他の場合下記に理由を記入)	
現住所	狛江市岩戸北3丁目3-〇	異動年月日	令和 〇年 9月 30日		7. 住所誤報	理由	
					8. その他(特別徴収不可)		

◎ 異動後の未徴収税額の月割額について、一括徴収する場合

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日
1 異動が 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日申出)		
2 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		
一括徴収できない理由		
1 5月31日まで支払われる給与又は退職手当がない、又は未徴収税額よりも少ないため		
2 その他( )		

◎ 死亡退職の場合の納税続行人代表者又は海外出国の場合の納税管理人

フリガナ	続柄
氏名	
住所	
電話	

◎ 転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 10,000 円  
10 月分から徴収し、納入します。  
(11月10日納期限)  
受給者番号 2023ABCD  
所在地 〒201-0007 狛江市西  
フリガナ カブシキガイシャ  
氏名又は名称 株式会社  
個人番号(右詰)又は法人番号 6789012345678

特別徴収義務者 指定番号 宛名番号  
新規 60000001  
納入書 必要 不要  
課・係 総務  
氏名 狛江 花子  
電話 03-3430-99××

※ 市役所記入欄

処理日	入力	検算
/		
普徴期別		期
台帳への記入		
事業所への連絡		

転勤等による特別徴収届出書は新たに特別徴収義務者となる事業所に必要事項を記入してください。

特別徴収税額通知書の年税額を記入してください。

異動者の税額を徴収した月(何年何月分から何年何月分まで)と徴収済の合計額を記入してください。

(ア)年税額-(イ)徴収済額の額を記入してください。

狛江市の指定番号がある場合は記入し、指定番号がない場合は「新規」に〇印をつけてください。



# 給与支払報告書 に係る 給与所得者異動届出書 特別徴収

(留意事項)

4 3 2 1

黒のボールペンで記入してください。  
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、  
新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段へ転勤等による特別徴収届出書の事項を記入し、  
一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。  
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

年 月 日  <b>狛江市長 宛て</b>		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
			フリガナ											特別徴収義務者 指定番号		宛名番号	
給 与 所 得 者		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	氏名 又は名称											連 絡 先	部署名		
			個人番号(右詰) 又は法人番号												氏 名		
													電 話				
フリガナ		姓	名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収 済月		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 理 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収			
氏 名				円		円		円		1. 退職 2. 転職・転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他 (特別徴収不可)		1		特別徴収継続(他事業所にて給与差引継続)			
生年月日		明	大	昭	平	年		月				日		2		一括徴収をして <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 月分で納入します。 (ウ)には特別徴収最終月分と一括徴収分の合計額を記入	
個人番号												3		普通徴収(8. その他の場合下記に理由を記入) (理由			
1月1日現在の住所												異 動 年 月 日		令和 年 月 日			
現住所												異 動 年 月 日		令和 年 月 日			

◎ 異動後の未徴収税額の月割額について、一括徴収する場合

◎ 死亡退職の場合の納税相続人代表者又は海外出国の場合の納税管理人

一括徴収の理由		異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	
1 異動が 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日申出) 2 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため				
一括徴収できない理由				
1 5月31日まで支払われる給与又は退職手当等がない、又は未徴収税額よりも少ないため 2 その他( )				

フリガナ			続柄
氏 名			
住 所			
電 話			

◎ 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 <input style="width: 60px; height: 25px;" type="text"/> 円		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>										特別徴収義務者 指定番号		宛名番号	
( <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> 月 日納期限)			フリガナ											新 規			
受給者番号			氏名 又は名称											納入書		必要	不要
			個人番号(右詰) 又は法人番号											連 絡 先		課・係	
												氏名					
												電 話					

※ 市役所記入欄

処理日	入力	検算
/		
普徴期別		期
台 帳への記入		
事業所への連絡		

普通徴収から特別徴収へ切替

第26号様式(第18条関係)

市民税・都民税・森林環境税 特別徴収の切替申請書

狛江市での特別徴収義務者指定番号がある場合は記入し、指定番号がない場合は「新規」に○をしてください。

〇〇年 9月 10日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 201-0013 狛江市元和泉1丁目1番×号		特別徴収義務者 指定番号	宛名番号	
狛江市長 宛て			フリガナ	カフシキガイシャ コマエセイサクジョ		78901234 / 新規		
			氏名 又は名称	株式会社 狛江製作所		新規の場合 → 納入書 (要・不要)		
			個人番号(右詰) 又は法人番号	2 4 6 8 0 8 6 4 2 0 2 4 6		連絡先	部署名 人事部 給与担当	
						氏名 狛江 三郎		
						電話 3480-123×		
普通徴収 通知書番号		1234567		異動年月日	〇〇年 10月 1日 ※ 入社日等の日付をお書きください。			
給与	フリガナ	姓 コマエ	名 シロウ	受給者番号	P-001			
	氏名	狛江 四郎		届出理由	1. 入社 2. その他 ( )			
所得	生年月日	明 大 昭 平	57年	12月	8日			
	個人番号	3 6 9 1 2 1 5 1 8 2 1 2						
者	1月1日現在の住所	狛江市中和泉4丁目5-3×-202						
	現在の住所							
普通徴収 納付済期別				全額未納・2期分まで納付済				
特別徴収 開始予定月				10月分 ( 月 日納期分) から特別徴収を開始します。 ※ 通知書発送日以前の場合に限り、電話にて連絡します。 9月15日 までに連絡が必要 ※ 状況により連絡が遅くなる場合があります。				
【留意事項】								
1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あります。特別徴収への切替は、市区町村ごとに通知の発送期日が異なるため、2月程度の余裕を持って行ってください。)								
2. 普通徴収の納付書は二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。(既に納付済の分は不要です。)								
3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与から特別徴収に追加することはできません。								
4. 用紙が足りない場合には、コピーをして使用してください。								

給与所得者(従業員)の個人番号を記入してください。

給与所得者(従業員)の1月1日現在の住所を記入してください。

個人で支払った納付済期を記入してください。

給与から天引きが開始出来る月を記入してください。(納期限は翌月10日となります。)

市役所より事前の連絡が必要な場合、いつまでに連絡が必要か月日を記入してください。

## 市民税・都民税・森林環境税 特別徴収の切替申請書

年 月 日  <b>狛江市長宛て</b>		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地											特別徴収義務者 指定番号		宛名番号									
			フリガナ											／ 新規											
			氏名 又は名称											新規の場合 → 納入書(要・不要)											
			個人番号(右詰) 又は法人番号															連絡先	部署名		氏名		電話		
給与所得者	普通徴収 通知書番号				異動年月日		年 月 日		※ 入社日等の日付をお書きください。																
	フリガナ	姓	名			受給者番号		届出理由		1. 入社 2. その他( )															
	氏名						普通徴収 納付済期別		納付状況を○で囲むか、納付済期を記入してください。		全額未納・ <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 期分まで納付済 <b>(普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。)</b>														
	生年月日	明	大	昭	平	年	月	日	特別徴収 開始予定月		<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/> 月分( 月 日納期分) から特別徴収を開始します。														
	個人番号																							※ 通知書発送日前の場合に限り、電話にて連絡します。	
	1月1日現在の住所										月 日 までに連絡が必要 ※ 状況により連絡が遅くなる場合があります。														
現在の住所																									
<b>【留意事項】</b> 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あります。特別徴収への切替は、市区町村ごとに通知の発送期日が異なるため、2月程度の余裕を持って行ってください。) 2. 普通徴収の納付書は二重納付防止のため、 <b>残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。</b> (既に納付済の分は不要です。) 3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与から特別徴収に追加することはできません。 4. 用紙が足りない場合には、コピーをして使用してください。																									

※ 市役所記入欄

年税額		円	未納付額	円	納税通知書		口座	有・無		併徴	有・無	
納付済額	特徴	月分～月分	円	円	回収	～期済・未済	処理日	入力	検算	両年度	有・無	
	普徴	円	円	円	領収書	返却・写し有	／			※ その他処理欄		



## 市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

年 月 日	地方税法第321条の5の2第1項及び狛江市税条例第46条の2の規定により市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例について申請します。															
<b>狛江市長宛て</b>	① 申請者	所在地					指 定 番 号									
		氏名 又は名称					法 人 番 号									
							電 話 番 号									
② 特例の適用を受けようとする税額		年 月 分（ 月 日納期限）以後の特別徴収税額（ 円）														
③ 申請日前6月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額		年 月	（臨時 常時	人）	（	円）	年 月	（臨時 常時	人）	（	円）					
		年 月	（臨時 常時	人）	（	円）	年 月	（臨時 常時	人）	（	円）					
		年 月	（臨時 常時	人）	（	円）	年 月	（臨時 常時	人）	（	円）					
④ 市区町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細																
⑤ 申請日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有（ 年 月 日承認取消） ・ 無														

### ○留意事項

1. ①欄は、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、法人名及び法人番号（個人事業主の場合は、記入不要）をそれぞれ記入してください。
2. ②欄は、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
3. ③欄は、狛江市以外の全市区町村を含む事業所全体の人員及び支払金額（賞与等の臨時の給与の金額を含む。）を記入してください。また、臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別に上段に記載してください。
4. ④及び⑤欄は、該当する場合に限り必要事項を記入してください。

#### ※ 市 記 入 欄

処理日	入力	検算
/		
備考		





# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎ 変更があった場合、速やかに提出してください。

年 月 日  狛江市長宛て	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号				
			法人番号又は個人番号														
		名称 (代表者)											連絡先	係名			
														氏名			
										電話							

※ 所在地・名称・送付先には誤読を避けるために、必ずフリガナを記入してください。

事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
名 称		
フリガナ		
送付先		
		変更年月日 年 月 日

**※ 該当する口欄にチェックをお願いします。**

所在地移転     名称変更     送付先変更  
 合併     統合     その他 ( )

会社名 (合併・統合の相手方)    (合併・統合日)  
 指定番号 ( )    年 月 日  
 法人番号又は個人番号 ( )    今後使用する指定番号

※ 合併及び統合に該当する場合は、その会社名・指定番号・法人番号又は個人番号・年月日を必ず記入してください。

備 考		市記入欄	処理日	入力	検算
			/		

